

施設等利用給付費の請求手続きについて

平素は宝塚市の教育・保育行政にご理解ご協力賜りありがとうございます。

新２号、新３号（下表利用サービスの一部無償化）の認定を受けられた方は、以下の説明を参考に利用料の償還手続きをお願いします。

利用サービスの種類	提出書類	提出先
幼稚園預かり保育 認可外保育施設 保育所等一時預かり 病児保育 ※複数利用の場合も含む。	施設等利用費請求書 領収証兼提供証明書 ※領収証兼提供証明書は施設から 受け取ってください。	宝塚市役所本庁舎１階 保育事業課 受付時間：９：００～１７：３０（土日祝及 び年末年始を除きます。） ※郵送又は窓口持参での受付
ファミリーサポート事業のうち、 宝塚市ファミリーサポートセンタ ー利用助成事業の対象となっ ている方	施設等利用費請求書 活動報告書 ※他の認可外保育施設等も利用さ れている場合はその利用施設の領 収証・提供証明書も併せて必要とな ります。	子ども家庭支援センター 住所：宝塚市売布東の町１２番８号 電話番号：０７９７－８５－３８６２
ファミリーサポート事業のうち、 上記以外の方	施設等利用費請求書 活動報告書 ※他の認可外保育施設等も利用さ れている場合はその利用施設の領 収証兼提供証明書も併せて必要と なります。	宝塚市役所本庁舎１階 保育事業課 受付時間：９：００～１７：３０（土日祝及 び年末年始を除きます。） ※郵送又は窓口持参での受付

※施設等利用給付認定申請及び施設等利用給付請求の受付は、サービスステーション・サービスセンタ
ーでは行っていません。

■施設等利用費請求書について

用紙は保育事業課窓口に置いています。または、宝塚市ホームページ(ID 番号:1038703)から様式をダウンロードして作成してください。

また、記入にあたっては、消せるボールペン・修正テープ・修正液を使用しないでください。記入を誤った場合は、二重線を引いて訂正してください。

■受付締切日及び支払予定日

◎4月以前～6月利用分

受付締切日:7月末 支払予定日:8月末

◎7月以前～9月利用分

受付締切日:10月末 支払予定日:11月末

◎10月以前～12月利用分

受付締切日:1月末 支払予定日:2月末

◎1月以前～3月利用分

受付締切日:4月末 支払予定日:5月末頃

※受付締切日が土日祝等市役所の閉庁日の場合は、直前の市役所開庁日までにご提出ください。

なお、郵送の場合は直前の市役所開庁日までに保育事業課に必着となります。

※振込通知の発行はありませんので、お手数ですが、通帳等でご確認いただきますようお願いします。

■請求期限日

受付締切日を過ぎた場合でも、利用月の末日から2年以内であれば請求ができますので、利用月をまとめて提出いただくことも可能です。

ただし、長期間書類を保有していると紛失する恐れもありますので、定期的なご提出をお願いします。

【利用月と請求期限日の例】 記載のない利用期間はこの表を参考に算出してください。

幼稚園預かり保育や 認可外保育施設等の 利用期間	起算日	時効日	請求期限日
令和6年10月1日～31日	令和6年11月1日	令和8年11月1日	令和8年10月31日
令和6年11月1日～30日	令和6年12月1日	令和8年12月1日	令和8年11月30日
令和6年12月1日～31日	令和7年1月1日	令和9年1月1日	令和8年12月31日
令和7年1月1日～31日	令和7年2月1日	令和9年2月1日	令和9年1月31日

※請求期限日が土日祝等市役所の閉庁日の場合は、翌開庁日が請求期限日となります。

■保育事業課への請求に必要な書類

①施設等利用費請求書

②領収証兼提供証明書（毎月1枚ずつ必要）

利用施設から受領してください。内容の記入漏れや誤りがないかをご自身でもご確認ください。

③口座振込先情報がわかる通帳（表紙か1ページ目）又はキャッシュカードのコピー

④母子健康手帳のコピー（保育の必要性の認定事由が「妊娠・出産」の方のみ）

⇒出産予定日又は出産日がわかるページをコピーしてください。

※提出先が子ども家庭支援センターの場合は、取扱いが異なりますので、子ども家庭支援センター（TEL:0797-85-3862）へお問い合わせください。

■注意事項

（1）郵送により提出される場合は、郵便事故等による延着等、いかなる理由も本市では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

また、郵便料金（切手）は不足しないようご注意ください。日本郵便株式会社のホームページ又は郵便局窓口で郵便料金を確認のうえ発送していただくようお願いします。

（2）提出書類に不備がある場合や確認に時間を要する事項がある場合に、保育事業課より電話等で確認させていただくことがありますので、施設等利用費請求書にはつながりやすい電話番号をご記入ください。

（3）上記（2）の場合において、書類の修正、再提出等により、支払予定日が次回以降になる可能性や給付費の返還を求める場合があります。

（4）保育の必要性の事由が変更となった場合は、速やかに証明書類（就労証明書等）をご提出ください。
保育の必要な理由の変更により、認定期間が変更となる場合があります。また、認定期間の変更等により、過払いが発生する場合は、給付費の返還を求める場合があります。

（5）市外へ転出している場合は、利用している施設等へ利用日の確認を行います。その結果、宝塚市民でない期間については、給付を行うことができない場合があります。転出先の市町村でも施設等利用給付認定を希望する場合は、転出前にあらかじめ必要な手続きについて転出先の自治体にご確認ください。

<お問い合わせ>

宝塚市保育事業課

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1-1

TEL:0797-77-2037（直通）